

防衛省情報本部におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領(<https://www.mod.go.jp/dih/open-zissi.pdf>)に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書を持って申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約相手方とします。

3 件名等

件 名	作業車（MULE PRO-FXTEPS）点検整備
規 格	別添見積書参照
数 量	別添見積書参照
納期（履行期限）	契約日～令和5年3月31日
納地（履行場所）	海上自衛隊横須賀基地
添付書類	参考見積書、見積書、仕様書
同等品審査申請書 提出期限	—
参考見積書提出期限	令和4年9月13日（火）10時00分
見積書提出期限	令和4年9月13日（火）10時00分
防衛省競争参加資格	役務の提供等「D」等級以上 全国
決定方式	総価

- 4 防衛省競争参加資格について全省庁統一資格を有しない場合は、防衛省、他省庁又は自治体との契約実績など過去の実績等により十分な履行能力が証明できる者で、契約担当官等から参加が認められた者に限る。
- 5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
防衛省情報本部ホームページ(<https://www.mod.go.jp/dih/service.html>)
〒162-8806 東京都新宿区市谷本村町5番1号
防衛省情報本部総務部会計課（担当：金井（かない））
電話：03-3268-3111(内線31752) 直通FAX:03-5225-9641

見 積 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
防衛省情報本部
総務部長 伊藤 敬信 殿

住 所

会 社 名
代表者名

印

(税抜)

内 訳

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
作業車(MULE PRO-FXTEPS)点検整備	仕様書のとおり (2022-0906-019)	式	1			
合 計						
履行期限： 契約日 ～ 令和5年3月31日		履行場所： 海上自衛隊横須賀基地				

- ・「暴力団排除に関し、入札及び契約心得を承諾しております。」
- ・「暴力団排除に関する特約事項を承諾しております。」

※ 見積価格は、(税込・税 抜)の価格で計上

参 考 見 積 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
防衛省情報本部
総務部長 伊藤 敬信 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

(税抜)

内 訳

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
作業車(MULE PRO-FXTEPS)点検整備	仕様書のとおり (2022-0906-019)	式	1			
合 計						
履行期限： 契約日 ～ 令和5年3月31日		履行場所： 海上自衛隊横須賀基地				

- ・「暴力団排除に関し、入札及び契約心得を承諾しております。」
- ・「暴力団排除に関する特約事項を承諾しております。」

※ 見積価格は、(税込・税 抜)の価格で計上

調達要求番号：

情報本部仕様書			
物品番号等		仕様書番号	
品名 又は 件名	作業車点検整備	2022-0906-019	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 4年 9月 6日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成	情報本部大井通信所

1. 総則

1.1 適用範囲 この仕様書は、情報本部で保有する作業車の点検整備（以下、本役務という。）について規定する。

1.2 引用文書等

a) 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に定める範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし本役務の履行中に、引用文書に定める法令等に変更があった場合は、その最新版が優先されるものとする。

b) 関連文書 当該機材サービスマニュアル

2. 役務に関する要求

2.1 対象機器及び数量等 対象機器及び数量等は、表1による。

表1－対象機器及び数量等

物品番号・品名	規格・型番等	単位	数量
	製造会社：川崎重工業株式会社 規格：MULE PRO-FXT EPS 型番： 寸法：D3, 385×W1, 625×H1, 970 (mm) 重量：852kg	1	EA

2.2 役務実施場所 役務実施場所は、契約の相手方の工場とする。

2.3 役務実施時期 役務実施時期は、調達要領指定書に示すもののほか、現地部隊との調整によるものとする。

2.4 役務の内容

2.4.1 搬入・搬出等 役務対象機器を海上自衛隊横須賀基地にて受領し、契約の相手方の工場に搬入する。点検整備終了後、工場にて一時保管し、工場から海上自衛隊横須賀基地の指示する場所へ搬出し納入する。搬入・搬出の時期については調達要領指定書に示す。

2.4.2 点検整備要領 点検整備要領は、次による。

- a) 製造会社のサービスマニュアル等に基づき、点検整備作業を行う。
- b) **点検整備** 付表 1 に示す点検項目によるものとする。整備段階については、調達要領指定書に示す。
- c) **点検結果報告書作成** 点検整備の結果に基づき、報告書を作成するものとする。
- d) **役務写真・役務作業日誌** 役務に関する写真、作業日誌を作成するものとする。
- e) **不具合箇所報告書作成** 点検整備の結果に不具合がある場合には作成するものとする。

3. 品質保証

3.1 監督・検査 監督・検査は、支出負担行為担当官の定める監督検査実施要領による。

4. その他の指示

4.1 提出書類 契約の相手方は、本役務に関して、表 1 に示す提出書類を提出するものとする。なお、細部は官側との調整による。

表 1－提出書類

番号	書類名	部数	提出時期	媒体	提出先	備考
1	点検結果報告書	1	役務終了後速やかに	紙	大井通信所	点検内容(様式適宜)
2	役務写真	1	役務終了後速やかに	紙	大井通信所	工程前後
3	役務作業日誌	1	役務終了後速やかに	紙	大井通信所	様式適宜
4	不具合箇所報告書	1	作成の都度	紙	大井通信所	様式適宜

4.2 整備用器具 契約の相手方は、本役務の履行に必要な整備用機材を準備するものとする。

4.3 整備用部品・材料 整備用部品・材料については、官側が保有する部品を使用するものとする。ただし、部品・材料が不足している場合は契約の相手方が準備するものとする。

4.4 発生材の処分 本役務の履行に伴う発生材の処分は、契約の相手方において実施するものとする。

4.5 情報の保全等 情報の保全等は次のとおりとする。

- a) 契約の相手方は、役務履行上直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。
- b) 役務従事者は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張した団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力してはならない。

4.6 その他 海上自衛隊横須賀基地への出入門要領については、海上自衛隊の定める規則を遵守しなければならない。

4.7 仕様書の疑義 この仕様書に疑義を生じた場合には、速やかに支出負担行為担当官と調整するものとする。

付表 1 一点検項目

(○：清掃，点検，注入 ●：交換 －：なし)

整備項目		整備段階 A 整備 (50h or 1000km)	B 整備 (100h or 2000km)	C 整備 (200h or 4000km)
エンジン	スロットルペダルの点検	○	○	○
	燃料ホースと接続の点検・交換	－	○	●
	アイドル状態の点検	○	○	○
	スパークプラグの清掃・点検・交換	－	○	●
	エアクリーナーの清掃	○	○	○
	バブルクリアランスの点検	－	○	○
	スパークアースターの清掃・点検	－	○	○
	エンジンオイルの点検・注入・交換	○	●	●
	オイルフィルターの交換	－	●	●
	フロントファイナルギアケースオイルの注入	○	○	○
	トランスミッションケースオイルの注入	○	○	○
	ラジエータ清掃	－	○	○
	ラジエータホースと接続の点検	○	○	○
	クーラントの注入	－	○	○
	コンバータドライブベルト，プーリーシュアの点検	－	○	○
	ドライブプーリカップリングの給脂	－	○	○
	オイルネータ/ウォーターポンプベルトの点検	－	○	○
	エレクトロニクスミッションコントロールシステムの点検	－	－	○
シャーシ	ブレーキパッドの点検・交換	○	○	●
	ブレーキフルードの充填	－	○	○
	ブレーキキャリパーピストンシール及びダストシールの交換	－	●	●
	ブレーキホースの交換	－	－	●
	ブレーキペダルの遊びの点検	－	－	○
	ブレーキホース及びパイプの点検	－	－	○
	パーキングブレーキの点検	○	○	○
	タイヤの点検・交換	○	○	●
	ホイールナットの締め付け具合の点検	－	－	○
	ホイールの点検	－	－	○
	ホイールハブベアリングの点検	－	－	○
	ジョイントブーツの点検	○	○	○
	サスペンションアームの点検	－	－	○
	ステアリングの点検	－	－	○
	ステアリングジョイントダストブーツの点検	－	－	○
	全般の給脂・給油	－	－	○
	ボルト，ナットの締め付け状態の点検	－	○	○
	シートベルトの点検	－	－	○
	ケーブルの点検	－	－	○
	荷台ラッチの点検	－	－	○

調達要領指定書		
品 名	作業車点検整備	
仕様書番号	D I H－L Y－	

指定事項

2.4.1 搬入・搬出

(1) O－1 搬入：9月 搬出：12月

(2) O－2 搬入：12月 搬出：2月

※ 搬入・搬出時期については、O－1を優先して行う。細部の日程については、現地部隊との調整によるものとする。

2.4.2 b) 点検整備

A整備を実施するものとする。

— — — 以下余白 — — —